

訪問看護医療DX加算

2024年度診療報酬改定に於いて、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師除く）が、オンライン資格確認によって利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で、訪問看護に関する計画的な管理を行う事を地方厚生局に届け出を行い、これにより訪問看護医療DX情報活用加算として以下の定められた額を所定額に加算いたします。

(新) 訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月

関係する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生相令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有する。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、活用して訪問看護を行う事について、当該訪問看護ステーションの見やすい場所すい場所に掲示している。
4. 【3】の掲示事項について、自社が管理しているウェブサイトに掲載している。

2026年3月25日

株式会社HAHANAMAHALO

ハハナ訪問看護リハビリステーション